

# 技術的条件の項目等の変更について

技術的条件の項目について、原案ではグループ化されていないため、一般的条件及び無線設備の技術的条件の2つに大きく項目を分けることとし、順序の見直しを行うこととする。さらに無線設備の技術的条件については、以下の3つに分けることとする。(詳細は下表のとおり)

## 【無線設備の技術的条件】

- ・送信装置条件
- ・受信装置の条件
- ・伝送の質等

(変更前)

- 使用周波数帯
- 送信電力
- 送信スペクトル特性
- キャリア周波数
- 占有周波数帯幅の許容値
- ロールオフ率
- 空中線利得
- 偏波
- 空中線電力の許容偏差
- 送信周波数の許容偏差
- 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値
- スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
- 副次的に発する電波等の限度
- 隣接チャンネル漏洩電力比、次隣接チャンネル漏洩電力比
- 通信方式
- 変調方式
- 監視制御回線
- 電波の型式
- 自動等化器
- クロック周波数
- 等価雑音帯域幅
- 伝送速度
- 復調方式
- 標準受信入力値
- 伝送の質
- 雑音指数
- 干渉保護値
- 電波防護指針への適合

(変更後)

## 1 一般的条件

- 使用周波数帯
- キャリア周波数
- 通信方式
- 変調方式
- 電波の型式
- 伝送速度
- 監視制御回線
- 標準受信入力値

## 2 無線設備の技術的条件

### 2.1 送信装置

- 送信周波数の許容偏差
- 占有周波数帯幅の許容値
- ロールオフ率
- クロック周波数
- 送信電力
- 空中線電力の許容偏差
- 送信スペクトル特性
- 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値
- スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
- 隣接チャンネル漏洩電力等
- 空中線利得
- 偏波
- 電波防護指針への適合

### 2.2 受信装置

- 復調方式
- 等価雑音帯域幅
- 雑音指数
- 自動等化器
- 副次的に発する電波等の限度

### 2.3 伝送の質等

- 伝送の質
- 混信保護値

検討項目の変更及び内容の変更が生じるものは、以下のとおり。

【項目名の変更】

隣接チャンネル漏洩電力比、次隣接チャンネル漏洩電力比      隣接チャンネル漏洩電力等  
干渉保護値      混信保護値

【記述内容の変更】

隣接チャンネル漏洩電力比、次隣接チャンネル漏洩電力比

- ・隣接チャンネル漏洩電力比  
（3）の送信スペクトル特性より、-43dBc以上低い値とすることが適当である。
- ・次隣接チャンネル漏洩電力比  
（3）の送信スペクトル特性より、-51.5dBc以上低い値とすることが適当である。

定義の適正化

隣接チャンネル漏洩電力等

- ・隣接チャンネル漏洩電力  
割当周波数から120kHz離れた周波数の $\pm 55$ kHzの帯域内で搬送波の送信電力より-43dBc以上低い値とすることが適当である。
- ・次隣接チャンネル漏洩電力  
割当周波数から240kHz離れた周波数の $\pm 55$ kHzの帯域内で搬送波の送信電力より-51.5dBc以上低い値とすることが適当である。